

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労安教第254号
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条7号、クレーン則68条)では、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができることとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 受講資格

18歳以上

2 講習日程(3日間) 定員40名

受講日		時間(休憩含)	会場	受付期間
第2回	学科	令和6年8月23日(金) 8:30~17:00 免除者8:30~13:00	学科:旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	6/25~8/2
		・8月24日(土) 8:30~17:00		
	実技	・8月25日(日) 8:00~17:00		
第3回	学科	令和6年10月18日(金) 8:30~17:00 免除者8:30~13:00	実技:旭川通運(株)自動車整備工場 (旭川市永山北2条8丁目)	8/27~10/4
		・10月19日(土) 8:30~17:00		
	実技	・10月20日(日) 8:00~17:00		

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

3 講習料

全科目受講者 **38,005円**(消費税10%を含む)

内訳:受講料36,300円、テキスト代1,705円

科目免除者 **35,805円**(消費税10%を含む)

内訳:受講料34,100円、テキスト代1,705円

※使用テキスト:小型移動式クレーンの運転(日本クレーン協会発行)

4 申込方法

受付期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員40名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

5 講習料納入方法

講習料は申込書提出後、下記のいずれかの方法により納入して下さい。

①協会窓口にて持参 ②現金書留で郵送 ③振込(請求書を発行いたします)

※③振込の場合は、申込書の余白に「振込希望」と記載して下さい。

6 申込書に添付するもの

(1) 写真2枚(30ミリ×24ミリ)

上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

(2) 科目免除者は、所持している玉掛けなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

7 修了証

学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

8 区分及び講習科目・時間

講習科目 免除区分等	学科				実技			講習時間の合計
	関係法令	小型移動式クレーンに係る機に知	移動式クレーンに関する知識	移動式クレーンに関する知識	小型移動式クレーンに関する知識	小型移動式クレーンに関する知識	小型移動式クレーンに関する知識	
全科目受講者	1時間	3時間	3時間	6時間	6時間	1時間	20時間	
※科目免除者	1時間	3時間	免除	6時間	6時間	免除	16時間	
① クレーン・デリック運転士免許を受けた者								
② クレーン運転士(旧名称)免許を受けた者								
③ デリック運転士(旧名称)免許を受けた者								
④ 揚貨装置運転士免許を受けた者								
⑤ 玉掛け技能講習を修了した者								
⑥ 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者								

※科目免除者とは、①～⑥の内、いずれかの資格を所持している者が該当します。
(ただし、クレーン特別教育(5t未満)修了者は免除に該当しません。)

9 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

10 注意事項

- 遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意ください。
- 実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

11 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。
申請に必要な書類・証明等は(公社)北海道労働基準協会連合会にお問合せ下さい。
(電話011-747-6141)



〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
申込み・旭川地方労働基準協会内
問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●玉掛け技能講習・開催予定→R6.9.20～22

※玉掛け業務に就く時は、各クレーンの資格とは別に、玉掛けの資格を修了しなければなりません。

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

受講地（旭川）	受講日程（ ～ ）	20Hコース	17Hコース	16Hコース	19Hコース
---------	-----------	--------	--------	--------	--------

※ 該当するコースに○を付けて下さい。

ふりがな						
氏名						
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む） 有・無						
併記を希望する氏名又は通称						
生年月日	昭和・平成	年	月	日		
現住所	〒		携帯			
			TEL			
勤務先	所在地	〒				
	名称	TEL				
		FAX				
講習科目の一部免除希望の範囲（数字を○で囲む）	1. 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2. 小型移動式クレーンの運転のための合図 3. 小型移動式クレーン運転技能講習にかかる原動機及び電気に関する知識					
所持する運転士免許証又は技能講習修了証（数字を○で囲む）	1. クレーン・デリック運転士免許					
	2. 揚貨装置運転士免許					
	3. 床上操作式クレーン運転技能講習		修了	年	月	日
			交付番号			
		交付機関名（ ）				
4. 玉掛け技能講習		修了	年	月	日	
		交付番号				
		交付機関名（ ）				
		修了	年	月	日	
		交付番号				
		交付機関名（ ）				
クレーン等の運転及び玉掛け業務の実務経験証明	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業所においてクレーン等（つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくは1トン以上の移動式クレーン、制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨り線テルハ、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン未満のデリック）の運転の業務に従事した経験を有します。					
	業務の種別	令20条6、7の業務又は安衛則36条の6、15～17の業務				
			19時間講習			
	年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業所においてつり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に従事した経験を有します。					
業務の種別	安衛則36条の15の業務					
		19時間講習				
上記の期間、当社において業務に従事したことに相違ないことを証明します。						
事業場所在地						
事業場の名称						
事業者職氏名						

縦30mm
横24mm

写真1枚のり付け
裏面に氏名記入

正面脱帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

楷書で正確に書いて下さい。

※旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日

（公社）北海道労働基準協会連合会長 殿

※受講番号	
-------	--

※講習科目免除希望・免除資格確認	
支部	年 月 日
本部	年 月 日

- （注）1. ※欄は記入しないでください。
2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証等の資格をもっている方は写しを必ず裏面に添付して下さい。
3. 実務経験証明欄の「業務の種別」クレーン等の種類・トン数などを記入してください。
4. 2以上の事業場の業務の経験については北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

修了証（受講票）の送り先	1. 自宅 2. 勤務先 3. その他（ ）
--------------	------------------------